

お知らせ コーナー

◎日本水難救済会会員の募集

日本水難救済会では、会員（二号正会員又は賛助会員）となつて本会の事業を支援していただける方々を募集しています。

二号正会員資格は、本会の事業目的に賛同して

年会費 一口一万円（一口以上）を納付された方で、会員になりますと、総会に出席することにより当会事業に参画もできます。

賛助会員は、金品を寄付することにより本会の事業に貢献いただくもので、寄付された方は、法人税・所得税の控除を受けられる特典があります。

希望される方は、当会に連絡いただければ、入会申込書をお送りしますので、必要事項を記入してお申し込み下さい。

◎事務所の移転について

平成十一年から入居していた中央区のマリビルが売却され、新所有者から退去の要請がなされたため、六月初めの土日に引越作業を行い、正式に六月五日（月）から新事務所で業務を開始しました。



事務室内の状況

これより以前の、五月十八日開催の第百十四回通常総会において、事務所移転に係る定款の一部変更の改正案について承認をいただき、国土交通大臣に定款の一部変更

について認可申請を行っていましたところ、六月五日に正式に認可がありました。

地方水難救済会の皆さまや関係の方々にも多々ご迷惑をお掛けしましたが、ご協力いただきありがとうございます。

なお、新事務所の最寄り駅は、地下鉄有楽町線の麴町駅で、二番出口から約一分です。出張などで東京にお出での節には、是非ともお立ち寄り下さい。

新住所・電話番号

〒一〇二一〇〇八三

東京都千代田区麴町四丁目五番地

海事センタービル七階

電話 〇三―三三三二―八〇六六

FAX 〇三―三三三二―八〇六七



◎ 定款の一部変更等について

事務所の移転に関連して、定款の一部を変更しました。また、青い羽根募金の取り扱いに関する規則など関係規則も改正し、既に、地方の水難救済会には事務的に資料を送付していますが、本誌にも掲載しますので、参考にしてください。

なお、規則改正に伴う当会規則集の差し替えについても、別途送付しましたので、よろしく願います。

(注)日本水難救済会定款の変更部分の内容(傍線部)は次のとおりです。

(事務所)

第二条 本会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

附則

変更後の第二条第一項の規定は、国土交通大臣の認可の日(平成十八年六月五日)から施行する。

◎ 青い羽根募金払込取扱票(郵便局用)

の様式変更について

従来から使用していました郵便局用の青い羽根募金払込取扱票の様式を変更しました。

これまで、青い羽根募金を受ける本会側で払い込み手数料を拠出していましたが、年間で合計するとかなりの額になるため、日本郵政公社に対して青い羽根募金の趣旨を説明し、この免除をお願いしたところ、理解を得られたため、今回の変更となったものです。

同用紙の特殊取扱の欄に「免」と印刷したものに限り、今年の四月三日から運用されています。

今後、毎年度、免除申請を行い、日本郵政公社の承認を得る必要があります。

◎ 新役員など人事異動

理事長

坂本 茂宏(六月一日就任)

横山 鐵男(五月三十一日退任)

監事

土方 浩(六月一日就任)

赤澤 壽男(五月三十一日退任)

99 東京 払込取扱票		払込金受領証	
口座番号 001204	金額 8400	口座番号 001204	金額 8400
社団法人 日本水難救済会	料金 免	社団法人 日本水難救済会	
「青い羽根募金」寄付金として送付します。		ご依頼人 社団法人 日本水難救済会	
フリガナ 氏名	受付局日附印	料金 免	受付局日附印
電話番号		特設取扱	
通信欄			

※ 日本水難救済会へのご寄付は特設口座(振込先)への送付として、郵便振替、法人税により、「完全無償」が、郵便振替の対象になります。後金申請の際は、ご本人の領収書、免除証明を添付ください。

※ 個人情報は青い羽根募金活動の目的にのみ利用しています。

郵便局払込取扱票